

## ご契約約款

有限会社 AMPLUS（以下「当社」といいます）は、お客様と当社との間の、インドア・ゴルフ・シミュレーター機械等の当社の商品の売買に関し、以下の通りご契約約款（以下「本約款」といいます）を定めます。本約款の内容は、当社とお客様の間の契約内容となりますので、お客様は本約款の内容をよくご確認いただいた上で、当社が個別に発行する「御見積書兼発注書」または当社が発行する注文書（以下「注文書」と総称します。）により、お申し込みください。なお、本約款は当社ホームページ（<https://www.shop.amplus.jp/>）でもご確認いただくことができます。

### 第1条（対象となる機械）

本約款は、お客様が当社の商品（以下「本商品」という）を当社より購入する場合に適用されます。

（機械の明細の表示）

本商品の明細は注文書記載のとおりとします。

### 第2条（本商品に関する契約の成立）

お客様と当社との間の売買契約（以下「本契約」といいます。）は、お客様が署名捺印した注文書を当社が受領したときをもって、成立するものとします。

### 第3条（売買代金及び支払方法）

1.本商品の売買代金は注文書記載の金額とし、当社が発行する請求書記載の日付迄に当社指定の金融機関口座に振込む方法によって支払っていただきます。なお、支払いにかかる手数料はお客様の負担とします。

2.前項の定めにかかわらず、お客様が売買代金をクレジットカードにより支払う場合、お客様はクレジットカードによる支払手数料として、当社に対し、クレジットカード決済に要する手数料相当額を支払っていただきます。

### 第4条（引渡）

当社は第3条の売買代金の入金を確認の後、注文書記載の引渡場所（以下「引渡場所」という）へ本商品を配送します。なお、配送にかかる手数料はお客様の負担とします。なお、引渡しの際の諸条件は次のとおりとします。

- 1.当社指定の配送業者による引渡場所への配達完了をもって引渡完了とします。
- 2.安全な試打席、防球対策、法定設備、消耗品、インターネット接続を含め、正常動作と正常運用に必要とされる環境準備とその保全はお客様の責任において実施するものとします。
- 3.お客様は本商品の引渡を受けた日から7日以内に正常動作の確認と検収を行い、商品に瑕疵または数量過不足を発見したときには、直ちに当社に通知するものとします。
- 4.前項の通知が期間内に相手方に到達しない場合は、検収を完了したものとし、商品の瑕疵または数量不足により生じた損害の賠償、瑕疵の修補、代替品の交換を請求することができないものとします。
- 5.第3項の通知があった場合、当社又はお客様は、数量の過不足については、超過分の引き取りまたは追加引き渡しを行うものとし、瑕疵ある商品については、当社は代品の提供その他適切な手段を任意に選択して行うことができるものとします。

### 第5条（製品保証）

本商品の製品保証は、各々の製造元の保証規定に順ずるものとします。

### 第6条（所有権・使用権の移転）

本商品の所有権は、第4条の引渡が完了し、且つ、第3条の売買代金の総額の支払いをもって当社からお客様に移転します。

### 第7条（危険負担）

- 1.本商品のお客様への引渡完了前に生じた滅失、毀損、価値減少等の損害は、原因の如何を問わず当社の負担とします。但し、納品の日から引渡完了までの期間におけるお客様の故意や過失による本商品への滅失、価値減少、毀損等の損害についてはお客様の負担とします。
- 2.本商品のお客様への引渡完了後に生じた滅失、毀損、価値減少等の損害は、原因の如何を問わずお客様の負担とします。
- 3.本商品を使用する施設においてお客様の加工及び施工により取り付けられた内装及び設備の不備等によって引き起こされた本商品への滅失、価値減少、毀損等、第三者の怪我・死亡等の事故ならびに損害に対し、お客様はこの責任を当社に負わせることはできません。

### 第8条（保守契約の締結）

1.当社とお客様は、本契約の成立を以って、当社の規定する次の内容の保守契約に合意したものとします。なお、当社による保守業務は、当社営業時間内に限らせていただきます。

- (1) 使用方法のサポート
- (2) トラブル時の対応窓口

(3) 米 Foresightsports 社との連絡窓口、コンタクト

2.お客様が前項により合意した保守契約における保守期間中に本商品を売却する場合には、売却先にも同様の保守契約を締結させるものとします。

### 第9条（誓約事項）

お客様は、本商品の使用にあたり、本商品の説明書記載の通り使用し、本商品の使用にあたって企図されていない方法や危険な方法で使用せず、本商品を一般的かつ合理的な方法で使用するものとします。

### 第10条（解除）

1.当社又はお客様は、相手方がその責に帰すべき事由により本契約上の義務を履行しない場合は、相手方に相当の期間を定めて書面による催告を行い、なお履行がないときには本契約を解除できるものとします。

2.当社又はお客様は、相手方に次の各号に掲げる事由のいずれが生じたときには、何ら催告することなく直ちに本契約を解除できるものとします。

- (1) 仮差押、差押、強制執行又は競売の申立を受けたとき。
- (2) 破産、民事再生、会社更生、特別清算等の手続申立を受けたとき、又は自らこれらを申し立てたとき。
- (3) 手形、小切手を不渡りにする等支払停止状態に陥ったとき。
- (4) 公租公課の滞納処分を受けたとき。

(5) 監督官庁による営業許可の取消、営業停止等の処分があったとき。

(6) 前各号の他、著しい信用不安の事態が生じ、本契約に基づく債務の履行が困難になるおそれがあると認められるとき。

3.本条第1項又は第2項に基づき本契約が終了した場合でも、当社又はお客様の相手方に対する損害賠償の請求は妨げないものとします。ただし、本約款に別段の定めがある場合は、この限りではありません。

### 第11条（損害賠償の請求）

当社又はお客様は、本契約に違反し、相手方に損害を与えた場合には、相手方に対しその損害を賠償しなければなりません。但し、賠償の対象は通常損害に限り、請求時点において当社が受領済みの代金額の総額の2割を上限とします。

### 第12条（反社会的勢力の排除）

1.当社及びお客様は、それぞれ、自己及び自己の役員並びに本件委託業務に従事する者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団又はその他これらに準ずる者（以下、「反社会的勢力」という。）に該当しないことを表明及び保証します。

2.当社及びお客様は、自ら又は第三者を利用して、相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為、及び威力・偽計により相手方の業務を妨害する行為をしてはなりません。

3.当社及びお客様は、相手方が前各項に違反した場合、相手方に対して何らの催告をすることなく直ちに本契約を解除することができます。この場合であっても、相手方に対する損害賠償請求を妨げないものとします。

4.前項の規定に基づき解除がなされた場合、解除をした当事者は、相手方に対して、解除により生じる一切の損害について賠償する責任を負いません。

### 第13条（不可抗力等免責）

天災地変、戦争、内乱、暴動、その他不可抗力、内外法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、争議行為、輸送機関の事故、感染症の拡大に伴う措置その他本契約当事者の責に帰することのできない事由による個別売買契約の全部または一部の履行遅滞もしくは履行不能については、本契約当事者は責任を負わないものとします。この場合、履行遅滞部分については、当社又はお客様は受領を拒絶できないものとし、また履行不能になった部分については、当該契約は消滅します。

### 第14条（別途協議）

本約款に定めのない事項および本約款の解釈につき疑義を生じた事項については、信義誠実の原則に則り協議したうえ、決定するものとします。

### 第15条（合意管轄）

本約款及び本契約に関する一切の紛争（裁判所の調停手続きを含む）は、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（ライセンス利用許諾及びデータ利用許諾）

### 第16条

本商品が米 Foresightsports 社製の場合、お客様に遵守いただく本商品のライセンス利用許諾及びデータ利用許諾については、米 Foresightsports 社が定める販売約款

(<https://www.foresightsports.com/terms-and-conditions-sale/>)の定めるところに従うものとします。

作成 令和4年3月7日

改訂 令和4年4月19日

有限会社 AMPLUS  
神奈川県横浜市港北区新横浜  
3-20-12 新横浜望星ビル3F